

KANTO 金融サービス info

かんとぅ きんゆうさーびす いんふお

- ◆ 関東財務局は、財務省の総合出先機関として、また、金融庁から事務委任を受け、関東甲信越地区の1都9県において、財政や金融に関する業務を行っております。
- ◆ ここでは、地域の皆様と金融サービスに関する情報を共有し、利用者保護の推進を図ることを目的として、金融サービス利用者等に役立つ情報を分かり易く提供していくこととしていきます。

トピックス

「投資型」クラウドファンディングについて

★ 平成26年金融商品取引法等の改正により、新規・成長企業がその技術やアイデアを事業化するために必要とする資金の供給を促進する目的で、参入要件の見直しや投資者保護ルールの整備その他の投資型クラウドファンディング業務に関する制度整備が行われ、平成27年5月29日に施行されました。

投資型クラウドファンディングには、「株式型」「ファンド型」などのタイプがありますが、今回は、ファンド持分を取り扱う「ファンド型」のクラウドファンディングの特徴や留意点等についてご紹介します。

「投資型」は、「寄付型」・「購入型」と比べて何が違いますか。

寄付型	事業者に対する「共感」などに基づき資金を提供	リターンなし
購入型	事業者が提供する一定の「商品」・「サービス」の対価として資金を提供	事業者から提供を受ける「商品」・「サービス」は、資金提供の判断時に確定
投資型 (株式型)	事業者(非上場の株式会社)の株式を取得する対価として資金を提供。事業者の利益を株主に配当。配当の対象は事業者の利益全体(事業は限定されない)。	金融商品取引法適用なし
投資型 (ファンド型)	事業者に資金を出資。出資を受けた資金で事業者が事業を行い、その事業で得られた売上げや利益を出資者に分配。 分配の対象は一定の事業に限定。	事業者が行う事業で得られる売上げや利益の金額は未確定。事業の成績により、資金の提供を判断したときに期待した金額を下回る可能性あり
		金融商品取引法適用あり

ファンドへの投資に際し、分配対象の事業が計画どおりに行われるかが重要なポイントとなります。そこで、金融商品取引法において説明・勧誘の方法・内容を規定して、金融商品取引業者が投資判断の材料を投資家に提供することとしています。

投資型クラウドファンディング(ファンド型)の特徴

～申込みの方法により、金融商品取引業者が行う説明の方法などが異なります～

金融商品取引業者のホームページ
又は電子メールにより契約の申込み
を行う場合

対面又は郵送により契約の申込みを
行う場合

共通の方法

金融商品取引業者のホームページ上に個別商品の概要や手数料、
予想利益率、申込み期間などを掲載

金融商品取引業者はネット、メール以外の方法で説明・勧誘を行うことができません(電話や訪問(対面)での説明・勧誘不可)。

⇒契約の手続きは簡単ですが、
分からないことは顧客が自ら積極的に金融商品取引業者に問い合わせる必要があります。

金融商品取引業者は電話や訪問(対面)で説明・勧誘を行うことができます。
⇒契約の手続きに手間はかかりますが、金融商品取引業者から顧客の知識経験に応じた内容の説明を受けることも期待できます。

インターネットを通じた適切な情報提供義務を整備

共通の規制
(主なもの)

- 契約締結前に交付する書面に記載する事項
 - ・事業者の商号、氏名・住所、法人のときは代表者の氏名
 - ・事業計画の内容、ファンドで集めた資金の用途

ホームページ又は電子メールにより契約の申込を行う場合に、追加される規制

金融商品取引業者のホームページの見やすい箇所に明瞭かつ正確に表示することを義務付け

- クーリングオフ制度あり(申込みをした日から8日間)
- 契約締結前に交付する書面に記載する事項
 - ・申込期間、目標募集額
 - ・応募額が目標募集額を下回る場合と上回る場合における応募額の取扱いの方法、応募代金の管理方法
 - ・金融商品取引業者が取扱いを決める際に行う、ファンド持分の発行者(事業者)の財務状況、事業計画の内容及び資金用途などの審査の概要と行った審査の結果
 - ・契約の申込の撤回や契約の解除(クーリングオフ)を行うために必要な事項
 - ・金融商品(ファンド持分)のリスク事項

～留意点(投資するときに注意して欲しいこと)～

○ネット上で契約の申込みまでできる投資型クラウドファンディングは、自分のペースで投資判断を行うことができるものの、積極的にメールなどで金融商品取引業者に問合せができる投資家に向いている投資の手段です。それぞれの特徴を理解してご利用願います。

○ホームページや資料に記載されていることで分からないことがあったら、納得できるまで遠慮なくファンド持分を取り扱う金融商品取引業者に問い合わせてください。

(本件に関するお問い合わせ先) 証券監督第3課 電話048-600-1293